第四条第一項第九号中「第七号の二」を「第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の二中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第二十四条第二項第二号中「第七号の二」を「第四号まで又は第六号から第九号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第二十四条第五項中「第二項第二号」の下に「若しくは第三号」を加える。

第三十一条の二十三の表第四条第一項第五号及び第六号の項中「第四条第一項第五号及び第六号」を「第四条第一項第六号及び第七号」に改める。

第四十一条の二中「第四条第一項第四号（」を「第四条第一項第四号又は第五号（これらの規定を」に改める。

（古物営業法の一部改正）

第十条　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四条第十号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号ただし書中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第六条第一項第二号中「第九号」を「第十号」に改める。

第十三条第二項に次の一号を加える。

三　心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第十九条の次に次の一条を加える。

（古物営業に関し行つた行為の取消しの制限）

第十九条の二　古物商（個人に限り、未成年者を除く。）が古物営業に関し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

（質屋営業法の一部改正）

第十一条　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号を削り、同項第四号中「又は成年被後見人」を削り、同号ただし書中「前三号、第六号及び第九号」を「前各号、第七号及び第十号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第三条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第一号から第六号まで」を「次」に改め、同号に次のように加える。

イ　第一号から第三号まで又は第五号から第七号までのいずれかに該当する者

ロ　心身の故障により管理者の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第三条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「年令」を「年齢」に、「疑が」を「疑いが」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の前の見出しを削り、同条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「年令」を「年齢」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「（帳簿）」を付する。

第十五条第二項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第十七条第一項中「左の」を「次の」に、「見易い」を「見やすい」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第三項中「異り、且つ」を「異なり、かつ」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条第二項中「受取り」を「受取」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条第一項中「因り」を「より」に、「き損し」を「毀損し」に改め、同条第二項中「責に」を「責めに」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「責に」を「責めに」に、「因り」を「より」に、「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条第一項中「ぞう物」を「盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物（第二十三条において「盗品等」という。）」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（質屋営業に関し行つた行為の取消しの制限）

第二十一条　質屋（個人に限り、未成年者を除く。）が質屋営業に関し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第二十三条の見出しを「（差止め）」に改め、同条中「ぞう物」を「盗品等」に改める。

第二十四条の見出しを「（立入検査）」に改め、同条第一項中「第十四条」を「第十三条」に改め、同条第二項中「呈示し」を「提示し」に改める。

第二十五条第一項第二号中「第五号若しくは第八号」を「第四号、第六号若しくは第九号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第三号中「質屋の」を「未成年者である質屋の」に、「若しくは第六号」を「、第四号若しくは第七号」に、「第六号まで」を「第七号まで」に改め、同項第四号ただし書中「又は成年被後見人」を削る。

第二十八条第四項中「第十四条、第十五条、第十八条」を「第十三条、第十四条、第十七条」に改める。

第三十一条中「第十二条」を「第十一条」に改める。

第三十二条中「第十三条前段、第十四条、第十五条第一項又は第二十一条第二項」を「第十二条前段、第十三条、第十四条第一項又は第二十条第二項」に改める。

第三十三条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「第十五条第二項、第十七条第一項」を「第十四条第二項、第十六条第一項」に改め、同条第二号中「立入」を「立入り」に改める。

第三十四条中「第二十一条第三項」を「第二十条第三項」に改める。